

中小企業信用保険法第2条第5項第4号認定書について

1. 認定要件

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。

- ①【個人事業者の場合】事業実態のある事業所（店舗等）が伊丹市内にある。
【法人の場合】登記上の住所地又は事業実態のある事業所が伊丹市内にある。
- ②指定地域（伊丹市）において、1年間以上継続して事業を行っている。
- ③災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる。

※なお、新型コロナウイルス感染症の影響による認定基準の緩和により、「創業後1年を経過しておらず（業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満）、前年の売上高等を比較できない場合」や「1年前から店舗数や事業内容が増えている又は業態を変換したため、事業全体では売上高等の減少要件を充足しないが、一部店舗又は事業で要件を充足する場合」については、最近1か月の売上高等が、最近1か月を含む最近3か月の平均売上高等と比較して、20%以上減少していることで、認定が可能となります。

※最近1か月とは、申請月の前月を指します。

2. 提出書類

①	認定申請書（様式第4）	
②	売上高等申告書	
③	各月売上高等を確認できるもの（試算表、売上台帳等）	署名捺印必要
④	今後2か月分の売上高等見込みが確認できるもの	
⑤	許認可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）	
⑥	委任状（代表者以外が来られる場合）	
⑦	個人事業者の場合	直近分の確定申告書の写し
⑧	法人の場合	直近分の決算書の写し
⑨		履歴事項全部証明書の写し

※①～⑥は、個人事業者・法人どちらも共通で必要です。

※①②⑥は、伊丹市ホームページよりダウンロードできます。

3. 有効期間

認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。有効期間内にセーフティネット保証の申込みを行ってください。

※認定基準に合わない場合や書類不備等がある場合などは、認定できません。

4. 申込・問い合わせ先（郵送可）

伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課（市庁舎4階）

TEL：072(784)8047 FAX：072(784)8048

（令和5年3月更新）